

令和 9 年 4 月からの利用分

改定後 施設利用料金限度額(アイプラザ豊橋)

※令和 9 年 4 月以降利用分の予約を 1 0 月 1 日までにを行った場合は、旧料金が適用されます。1 0 月 2 日以降に予約した場合は、以下の利用料金が上限額となります。

令和9年4月1日～の利用分 利用料金限度額								
時間 区分			午前 改定後	連続利用加算料金	午後 改定後	連続利用加算料金	夜間 改定後	全日 改定後
			午前 9 時から 正午まで		午後 1 時から 午後 5 時まで		午後 6 時から 午後10時まで	午前 9 時から 午後10時まで
講堂等	講堂	平日	39,380	13,120	61,900	15,470	80,970	210,840
		日曜日、 土曜日及 び休日	50,380	16,790	79,200	19,800	103,080	269,250
	楽屋 1		410	130	620	150	620	1,930
	楽屋 2		730	240	930	230	930	3,060
	楽屋 3		410	130	620	150	620	1,930
	楽屋 4		620	200	830	200	830	2,680
	特別室 1		200	60	300	70	300	930
	特別室 2		200	60	300	70	300	930
	特別室 3		200	60	300	70	300	930
リハーサル室		1,150	380	1,460	360	1,460	4,810	
小ホール			4,600	1,530	7,110	1,770	9,210	24,220
201会議室			760	250	930	230	930	3,100
202会議室			1,090	360	1,390	340	1,390	4,570
203会議室			450	150	610	150	610	1,970
204会議室			760	250	1,090	270	1,090	3,460
205会議室			610	200	930	230	930	2,900
206会議室			610	200	930	230	930	2,900
301会議室			450	150	610	150	610	1,970
302会議室			450	150	610	150	610	1,970
303会議室			450	150	610	150	610	1,970
304会議室			450	150	610	150	610	1,970
305会議室			450	150	610	150	610	1,970
306会議室			1,390	460	1,870	460	1,870	6,050
307会議室			760	250	1,090	270	1,090	3,460
308会議室			450	150	610	150	610	1,970
321和室			450	150	610	150	610	1,970
322和室			450	150	610	150	610	1,970
323和室			610	200	760	190	760	2,520
調理実習室・準備室			2,500	830	3,450	860	3,450	11,090
101実習室			1,540	510	2,020	500	2,020	6,590
102実習室			1,390	460	2,020	500	2,020	6,390
多目的室 1			610	200	930	230	930	2,900
多目的室 2			450	150	610	150	610	1,970
多目的室 3			1,720	570	2,340	580	2,340	7,550
多目的室 4			930	310	1,240	310	1,240	4,030
体育室	全部利用		4,230	1,410	5,580	1,390	5,580	18,190
	3 分の 1 利用		1,390	460	1,860	460	1,860	6,030
	6 分の 1 利用		760	250	930	230	930	3,100

1. 企業活動のために講堂等又は小ホールを利用する場合の利用料金は当該利用料金の 2 倍の額、その他の施設を利用する場合の利用料金は、当該利用料金の 3 倍の額とする。
2. 市外の者が利用する場合の利用料金は、当該利用料金の1.5倍の額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。
3. 2,000円を超える入場料又は会費の類を徴収する場合の利用料金は、

①入場料等 2,001円～5,000円 の場合 1.5倍

②入場料等 5,000円を超える場合 2倍
- 1.2.3.のうち、2以上に該当するときの利用料金は、それぞれの規定により算出した額のいずれか高い額とする。
4. 時間区分を連続して利用するときの利用料金は、当該時間区分に係る利用料金の額を合算した額に、正午から午後 1 時までの 1 時間にあっては午前の、午後 5 時から午後 6 時までの 1 時間にあっては午後の時間区分の 1 時間に相当する額を加算した額とする。
5. 利用料金の還付について
6. 予約について

講堂・小ホール	利用日の90日前まで	100%
	利用日の30日前まで	50%
会議室・体育室等	利用日の30日前まで	100%
	利用日の 5日前まで	50%

講堂・小ホール	利用日の14～16カ月前
会議室・多目的室	利用日の6カ月前
体育室	利用日の3カ月前

* 毎月1日に利用予約抽選会を実施。講堂・小ホールは3か月に1回実施。

【問い合わせ先】 豊橋市役所 文化課 TEL0532-51-2875